

目 次

会期日程	1
議決一覧	2
◇ 1月24日（水）	
出欠議員氏名	3
地方自治法第121条による出席者	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
発議第1号	6
発議第2号	6
発議第3号	6
常任委員会の常任委員の選任について	7
議会運営委員会の議会運営委員の選任について	8
特別委員会の特別委員の選任について	8
諸般の報告	9
議案一括上程	9
市長の提案理由の説明	9
議案質疑	11
討論・採決	11
閉 会	12

令和6年第1回嬉野市議会臨時会 会期日程表

会期1日間 1月24日

日次	月 日	開議時刻	区 分	日 程
第1日	1月24日(水)	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、 発議、常任委員会の常任委員の選任、議会 運営委員会の議会運営委員の選任、特別 委員会の特別委員の選任、諸般の報告、 議案一括上程、提案理由の説明、議案質 疑、討論、採決、閉会

令和6年第1回嬉野市議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決日	議決結果
発議第1号	嬉野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について	1月24日	原案可決
発議第2号	嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例について	1月24日	原案可決
発議第3号	嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について	1月24日	原案可決
議案第1号	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	1月24日	原案可決

令和6年第1回嬉野市議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和6年1月24日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和6年1月24日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和6年1月24日 午前10時24分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	欠	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	欠	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	市民課長	馬郡裕美
	副市長	早瀬宏範	健康づくり課長	
	教育長	杉崎士郎	統括保健師	
	行政経営部長	永江松吾	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	三根竹久	福祉課長	
	市民福祉部長	小池和彦	農業政策課長	
	産業振興部長	井上章	茶業振興課長	
	建設部長	井上元昭	観光商工課長	
	教育部長	山本伸也	建設課長兼 農林整備課長	
	観光戦略統括監	近藤光則	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	環境下水道課長	
	財政課長		教育総務課長	
	税務課長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会計課長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
SAGA2024 推進課長		代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井八重美		

令和6年第1回嬉野市議会臨時会議事日程

令和6年1月24日（水）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第1号 嬉野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 日程第4 発議第2号 嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 発議第3号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 常任委員会の常任委員の選任について
総務企画常任委員会
文教福祉常任委員会
産業建設常任委員会
- 日程第7 議会運営委員会の議会運営委員の選任について
- 日程第8 特別委員会の特別委員の選任について
議会広報編集特別委員会
議会活性化特別委員会
- 日程第9 諸般の報告
報告第1号 専決処分（第1号）の報告について
- 日程第10 議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案質疑
議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 討論・採決
発議第1号 嬉野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
発議第2号 嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例について
発議第3号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について
議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

午前10時 開会

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日、嬉野市議会臨時会が召集されましたところ、お忙しい中に御参集いただきまして御苦労さまでございます。

本日は、議席番号4番阿部愛子議員、議席番号5番山口卓也議員が欠席であります。定足

数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震により未曾有の被害が発生をいたしました。この大災害により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。今後多くの行方不明の方々の救出を願い、地震に遭われた方々に対して支援や復旧に全力を尽くされ、平穏な日常が一日でも早く取り戻されることを願います。

このたび地震でお亡くなりになられた方々、御遺族の皆様方、被害に遭われた方々に対して哀悼の意を表し黙祷をささげたいと思います。よろしくお願いいたします。

御起立ください。黙祷。

〔黙 祷〕

お直りください。ありがとうございました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に議席番号1番水山洋輔議員、議席番号2番大串友則議員、議席番号3番古川英子議員を指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において御協議いただきましたとおり、本日1日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承ください。

日程第3．発議第1号 嬉野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、日程第4．発議第2号 嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例について及び日程第5．発議第3号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を、提出者、芦塚典子議会運営委員長に説明を求めます。

○議会運営委員長（芦塚典子君）

それでは、今回臨時会に提出いたします議案発議3件について御説明をいたします。

発議第1号から発議第3号まで、地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものです。

まず、発議第1号 嬉野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について及び発議第2号 嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例については、令和4年第210回臨時国会において、議員立法により、個人経営の場合の請負禁止の緩和を盛り込んだ地方自治法の一部

を改正する法律が成立いたしました。また、令和4年12月16日に公布され、同日、地方自治法第245条の4第1項に基づき、議員本人による請負状況の透明性の確保するための取組を併せて行うことが適当であるとの技術的助言がありました。

その結果、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から、政令で定める上限額300万円を超えないものを議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととされ、令和5年3月1日に施行となりました。このことから、発議第1号による請負対象者について公表する条例を制定し、発議第2号において請負に関する対象者を議員本人のみとする改正を行うものです。

次に、発議第3号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例については、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されました。この改正により、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化が行われました。この内容を受けて前文の概括的の文言を削除するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第1号から発議第3号につきましては委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第1号 嬉野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例についての質疑を行います。

通告なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第1号の質疑を終わります。

次に、発議第2号 嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

通告なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第2号の質疑を終わります。

次に、発議第3号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

通告なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第3号の質疑を終わります。

日程第6. 常任委員会の常任委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会の常任委員の任期は、嬉野市議会委員会条例第3条の規定により2年となっております。令和6年2月4日をもって任期満了となります。各常任委員会の常任委員の選任については、同条例第3条第2項及び第8条第1項の規定により任期満了の日前30日以内に行い、議長において指名することになっております。

ただいまから各常任委員会の常任委員を指名いたします。議席番号は省略いたします。

最初に、総務企画常任委員会の常任委員を指名いたします。

総務企画常任委員に辻浩一議員、川内聖二議員、諸井義人議員、山口卓也議員、大串友則議員、水山洋輔議員、以上6名を指名いたします。

次に、文教福祉常任委員会の常任委員を指名いたします。

文教福祉常任委員に梶原睦也議員、森田明彦議員、増田朝子議員、諸上栄大議員、古川英子議員、以上5名を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会の常任委員を指名いたします。

産業建設常任委員に田中政司議員、芦塚典子議員、宮崎良平議員、山口虎太郎議員、阿部愛子議員、以上5名を指名いたします。

日程第7. 議会運営委員会の議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の議会運営委員の任期は、嬉野市議会委員会条例第4条の規定により2年となっております。令和6年2月4日をもって任期満了となります。

議会運営委員会の議会運営委員の選任についても同条例第3条第2項及び第8条第1項の規定により任期満了の前30日以内に行い、議長において指名することになっております。

ただいまから議会運営委員会の議会運営委員を指名いたします。

議会運営委員に梶原睦也議員、田中政司議員、川内聖二議員、山口虎太郎議員、諸上栄大議員、山口卓也議員、以上6名を指名いたします。

日程第8. 特別委員会の特別委員の選任についてを議題といたします。

本日、議会広報編集特別委員会及び議会活性化特別委員会の特別委員会委員全員から2月4日付での辞任願が提出をされましたので、嬉野市議会委員会条例第14条の規定により許可をいたしました。

特別委員会の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

ただいまから特別委員会の特別委員を指名いたします。

最初に、議会広報編集特別委員会の特別委員を指名いたします。

議会広報編集特別委員に、梶原睦也議員、芦塚典子議員、増田朝子議員、宮崎良平議員、山口卓也議員、古川英子議員、水山洋輔議員、以上7名を指名いたします。

次に、議会活性化特別委員会の特別委員を指名いたします。

議会活性化特別委員に、田中政司議員、川内聖二議員、山口虎太郎議員、諸井義人議員、

諸上栄大議員、阿部愛子議員、大串友則議員、以上7名を指名いたします。

日程第9. 諸般の報告を行います。

報告第1号 専決処分(第1号)の報告については、お手元に配付をしておりますので、それをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第10. 議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(村上大祐君)

皆さま改めましておはようございます。

まず、私からも令和6年能登半島地震によって亡くなられた方々とその御遺族に対し、改めて深く哀悼の意を表するとともに、今なお続く被災、そして、多くの方が自宅で、避難先で困難な暮らしをされているということに心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

昨日、我々の統括保健師を被災地に県の要請を受けて派遣をしているということで、この降雪の影響等で困難を極めた道程だということではありますが、無事着到したとの報告を受けているところでございます。

それでは、ただいまから議案の提案理由について御説明をいたします。

このたびの嬉野市議会臨時会におきましては、先ほど議長より報告をいただいた専決処分の報告1件、これに加え、条例の一部改正1件の、合わせて2件について御提案をさせていただいております。

これより提出議案について概要を御説明いたします。

議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例については、戸籍法の改正に伴い条例を改正するもので、これにより戸籍の証明書の請求等に関して利便性が向上し、手続きにかかる負担の軽減も期待できると考えております。

以上、簡単ではございますが、今議会に提出いたしました議案につきまして、概要の説明を終わります。

なお、本議案の詳細な内容につきましては、担当部長から説明をいたしますので、何とぞ慎重御審議をお願い申し上げます。

○議長(辻 浩一君)

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の詳細説明を求めます。

議案第1号について説明を求めます。市民福祉部長。

○市民福祉部長(小池和彦君)

議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この議案は、戸籍法改正に伴う地方公共団体の手数料の表示を求める政令の一部改正に準じて手数料条例の一部を改正するものでございます。

今回の戸籍法改正によりできるようになることについて、大きく2点説明をいたします。

1点目は各種の手続で、マイナンバー制度を利用して戸籍証明書等の提出を省略することができるというふうになるということと、2点目については、本籍地以外での戸籍謄本・抄本の発行ができるようになるということでございます。よく広域交付というふうに言われております。

まず、1点目の戸籍証明書等の添付省略について説明をいたします。

これまで各種の社会保障手続で親子関係や婚姻関係を確認するため提出していた戸籍謄本・抄本の提出がマイナンバー制度を利用することによって提出を省略できるようになります。例えば児童扶養手当の支給事務における続柄や死亡の事実、婚姻歴の確認など添付していた戸籍謄本・抄本の添付が省略できるようになります。この分については、今回の手数料条例の一部改正には影響はありません。

2点目についてです。広域交付について説明をいたします。

これまで本籍地でないと戸籍謄本等の取得ができませんでしたが、本籍地以外の市区町村役場の窓口でも取得が可能というふうになります。本籍地が遠隔にある方が戸籍謄本が必要になった場合、今までは郵便請求や親類に委任状で依頼するなどの方法しかなく、手間がかかっておりましたけれども、今回の改正及び条例の改正で、お住まいの市区町村の役場や勤務先や最寄りの市区町村役場の窓口で取得が可能となります。その際の広域交付の手数は戸籍が450円、除籍が750円となり、本籍地で取得する際と同額というふうになっておりますので、手数料条例に広域交付の内容を追加する一部改正を行っております。また、オンライン上で行政手続をする際に利用可能な戸籍証明書として新たに戸籍電子証明書の発行が可能となります。

今回の手数料条例の一部改正の中に、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円というのを新設をしております。これは行政手続において自分の戸籍の電子的記録事項の証明情報を提供するために必要な英数字16桁の符号です。この識別符号の提出により戸籍謄本等の提出の省略が可能になります。行政手続においてこの戸籍電子証明書提供用識別符号の提出が可能となるのは行政機関のシステム等が整備されてからの運用開始ということになりまして、令和6年度末ということになる見込みです。施行日は戸籍法の施行日と同じ令和6年3月1日ですが、12月議会上程が日程的に難しかったため、今臨時会での提案ということになっております。

以上で市民課所管の説明を終わります。

○議長（辻 浩一君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、委員会付託を省略することを決定いたしました。

次に、日程第11. 議案質疑を行います。

議案質疑、議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

日程第12. 討論・採決を行います。

発議第1号 嬉野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号について採決をいたします。

発議第1号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第1号 嬉野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例については可決をされました。

次に、発議第2号 嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決をいたします。

発議第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第2号 嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、発議第3号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号について採決をいたします。

発議第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第3号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第1号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例については可決をされました。

以上で本臨時会に提出された全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに決定をされました各議題について、条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

議会を閉じます。

令和6年第1回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 水 山 洋 輔

署名議員 大 串 友 則

署名議員 古 川 英 子